

V 環境と調和した社会づくり

1 大気、水環境等保全対策の推進

(1) 環境保全対策

ア 環境関連施設

大気汚染防止法、水質汚濁防止法、ダイオキシン類対策特別措置法および福井県公害防止条例に基づく環境関連施設の届出状況は、表1～表7のとおりです。

届出施設の内訳は、大気汚染防止法では冷暖房用等のボイラーが約6割を占め、水質汚濁防止法では旅館業や紙製造業の用に供する施設および眼鏡製造業の用に供する電気めっき・表面処理施設、ダイオキシン類対策特別措置法では小型の廃棄物焼却炉が多くなっています。また、福井県公害防止条例に基づき、特定工場およびばい煙・汚水・炭化水素類に係る特定施設が届出されています。

表1 ばい煙発生施設届出状況（大気汚染防止法関係で電気事業法施設を含む） H24.3.31 現在

施設種類		市町名	鯖江市	越前市	池田町	南越前町	越前町	合計
1 項	ボイラー	工場数	40	67		3	14	124
		施設数	115	128		5	22	270
5 項	金属溶解炉	工場数	1	1				2
		施設数	1	1				2
6 項	金属加熱炉	工場数		1				1
		施設数		3				3
9 項	焼成炉溶解炉	工場数	1	11			3	15
		施設数	1	103			7	111
10 項	反応炉	工場数						
		施設数						
11 項	乾燥炉	工場数	3	8		1	1	13
		施設数	6	13		2	1	22
13 項	廃棄物焼却炉	工場数	2	4	1			7
		施設数	3	5	1			9
19 項	塩素反応施設	工場数		1				1
		施設数		3				3
29 項	ガスタービン	工場数	2	2				4
		施設数	2	2				4
30 項	ディーゼル機関	工場数	8	14		5	2	29
		施設数	9	17		10	2	38
31 項	ガス機関	工場数					1	1
		施設数					1	1
合計		工場数	50	94	1	9	20	174
		施設数	137	275	1	17	33	463

表2 一般粉じん発生施設届出状況（大気汚染防止法関係で鉱山保安法施設を含む）H24.3.31現在

施設種類		市町名	鯖江市	越前市	南越前町	合計
2項	堆積場	工場数	5	4	3	12
		施設数	8	4	6	18
3項	ベルトコンベア	工場数	2	4	2	8
		施設数	2	18	16	36
4項	破碎機・摩砕機	工場数	2	4	2	8
		施設数	2	12	12	26
5項	ふるい	工場数		2	1	3
		施設数		1	4	5
合計		工場数	6	5	3	14
		施設数	12	35	38	85

表3 揮発性有機化合物排出施設届出状況（大気汚染防止法関係）

H24.3.31現在

施設種類			市町名	鯖江市	越前市	合計
1項	化学製品の製造の用に供する乾燥施設		工場数		1	1
			施設数		8	8
3項	塗装の用に供する	乾燥施設	工場数		1	1
			施設数		1	1
5項	接着の用に供する	乾燥施設	工場数	2		2
			施設数	9		9
7項	印刷の用に供する	乾燥施設	工場数	1		1
			施設数	1		1
合計			工場数	3	2	5
			施設数	8	8	19

表 4 特定施設設置事業場届出状況 (水質汚濁防止法関係)

H24. 3. 31 現在

施設種類		排水量区分	鯖江市	越前市	池田町	南越前町	越前町	合計
1 の 2	畜産農業またはサービス業の用に供する施設	50 以上						
		50 未満		1				1
2	畜産食料品製造業の用に供する施設	50 以上		1				1
		50 未満						
3	水産食料品製造業の用に供する施設	50 以上		1				1
		50 未満				1	6	7
4	野菜又は果実を原料とする保存食品製造業の用に供する施設	50 以上						
		50 未満	1					1
5	みそ、しょう油などの製造業の用に供する施設	50 以上		1				1
		50 未満	3	2		1	1	7
8	パン、菓子の製造業または製あん業の用に供する施設	50 以上						
		50 未満		3			1	4
9	米菓またはこうじ製造業の用に供する施設	50 以上						
		50 未満	1	2				3
10	飲料製造業の用に供する施設	50 以上						
		50 未満	5	5		4	3	17
11	動物系肥料または有機質肥料の製造業の用に供する施設	50 以上						
		50 未満		1				1
16	めん類製造業の用に供する施設	50 以上						
		50 未満		3				3
17	豆腐の製造業の用に供する施設	50 以上		1				1
		50 未満	5	4		2	14	25
19	繊維製品製造業・加工業の用に供する施設	50 以上	6	4				10
		50 未満	7	14				21
21	化学繊維製造業の用に供する施設	50 以上	1					1
		50 未満						
21 の 2	一般製材業等の用に供する湿式パーカー	50 以上						
		50 未満		1				1
21 の 3	合板製造業の用に供する接着機洗浄施設	50 以上						
		50 未満		1				1
23	バルブ、紙、加工品の製造業の用に供する施設	50 以上		19				19
		50 未満		48				48
23 の 2	印刷業等の用に供する自動式フィルム洗浄施設	50 以上						
		50 未満	2	2				4
27	25, 26 号に掲げる以外の無機化学工業製品製造業の用に供する施設	50 以上		1				1
		50 未満						
32	合成染料等製造業の用に供する施設	50 以上						
		50 未満		1				1
33	合成樹脂製造業の用に供する施設	50 以上		1				1
		50 未満	1					1
46	有機化学工業製品製造業の用に供する施設	50 以上		2				2
		50 未満	1					1
47	医薬品製造業の用に供する施設	50 以上						
		50 未満		2				2
49	農業製造業の用に供する混合施設	50 以上						
		50 未満	1					1
51 の 3	衛生用ゴム製品製造業の用に供するラテックス成型型洗浄施設	50 以上						
		50 未満					1	1
54	セメント製品製造業の用に供する施設	50 以上						
		50 未満	2	1			1	4
55	生コンクリート製造業の用に供するパッチャープラント	50 以上	2					2
		50 未満	3	3	5		2	13
59	砕石業の用に供する施設	50 以上						
		50 未満		3	1	1		5
60	砂利採取業の用に供する水洗式分別施設	50 以上						
		50 未満	1		1			2
64 の 2	工業用水道施設の洗浄施設	50 以上	1	1				2
		50 未満						
65	酸、アルカリによる表面処理施設	50 以上		2	2		1	5
		50 未満	8	8			3	19
66	電気めっき施設	50 以上	4	1			1	6
		50 未満	15				2	17
66 の 2	旅館業の用に供する施設	50 以上	1	1		1		3
		50 未満	15	40	2	42	55	154
66 の 3	共同調理場に設置されるちゅう房施設	50 以上						
		50 未満					1	1
66 の 4	弁当仕出屋・弁当製造業のちゅう房施設	50 以上						
		50 未満	2					2
66 の 5	飲食店に設置されるちゅう房施設	50 以上						
		50 未満		1				1
67	洗濯業の用に供する施設	50 以上					1	1
		50 未満	4	7				11
68	写真現像業の用に供する自動式フィルム現像洗浄施設	50 以上						
		50 未満		2				2
71	自動式車両洗浄施設	50 以上						
		50 未満	19	29	1	2	4	55
71 の 2	科学技術の試験研究機関の施設	50 以上	1					1
		50 未満	2	3			1	6
71 の 3	一般廃棄物処理施設である焼却施設	50 以上						
		50 未満	1	2				3
71 の 4	産業廃棄物処理施設	50 以上						
		50 未満		1				1
71 の 5	トリクロロエチレン、テトラクロロエチレンおよびジクロロメタンによる洗浄施設	50 以上						
		50 未満	2	1				3
71 の 6	トリクロロエチレン、テトラクロロエチレンおよびジクロロメタンによる蒸留施設	50 以上						
		50 未満	1					1
72	し尿処理施設	50 以上	7	16	1	5	9	38
		50 未満	2	2				2
73	下水道終末処理施設	50 以上	1	2	1	2	3	9
		50 未満						
74	特定事業場から排出される水の処理施設	50 以上	1					1
		50 未満						
合計		50 以上	25	54	4	8	15	106
		50 未満	102	193	10	53	95	453

(注) 2以上の業種を兼業する特定事業場については、代表業種のみを計上した。
 上段：排水量 50m³/日以上の事業場数 下段：排水量 50m³/日未満の事業場数

表 5 特定施設設置届出状況（ダイオキシン類対策特別措置法関係）

H24. 3. 31 現在

種 施 類 設	施設能力	市町名	鯖江市	越前市	池田町	越前町	合 計
廃 棄 物 焼 却 炉	2 t 以上 ～4 t 未満	事業場数	1	2	1		4
		施設数	2	3	1		6
	200kg 以上 ～2 t 未満	事業場数	1	3			4
		施設数	1	3			4
	100kg 以上 ～200kg 未満	事業場数	4	2		1	7
		施設数	6	2		1	9
	50kg 以上 ～100kg 未満	事業場数		2			2
		施設数		2			2
	50kg 未満、 0. 5㎡ 以上	事業場数					
		施設数					
	合 計	事業場数	6	9	1	1	17
		施設数	9	10	1	1	21

表 6 特定工場届出状況（福井県公害防止条例関係）

H24. 3. 31 現在

市町名	鯖江市	越前市	越前町	合計
大気・水質特定工場	2	1	0	3
大気特定工場	1		0	1
水質特定工場	2	3	1	6
合 計	5	4	1	10

表 7 特定施設設置事業場届出状況（福井県公害防止条例関係）

H24. 3. 31 現在

市町名	鯖江市	越前市	南越前町	越前町	合計
ばい煙に係る特定施設	10	11	0	2	23
汚水に係る特定施設	0	1	0	0	1
炭化水素類に係る特定施設	1	3	2	0	6
合 計 事 業 場 ※	11	14	2	2	29

※1 事業場に施設が複数ある場合があるので施設の合計と事業場の合計は一致しません。

イ 環境関連施設指導

環境関連施設に対する指導状況等は表 8 のとおりであり、計画的に立入検査および排ガス・排出水の行政検査を行っており、改善が必要な事業場に対しては行政指導を行っています。

また、アスベスト吹付け材等が使用された建築物の解体等工事について、特定粉じん（アスベスト）排出等作業の届出受理時に作業基準が適正に遵守されるよう審査・指導を行うとともに立入検査を実施しています。

表 8 環境関連施設指導状況等

平成 23 年度

項目		立入事業場数	行政検査件数	行政指導件数	
					改善命令
大気汚染防止法	ばい煙等発生施設	69	4	0	0
	特定粉じん（アスベスト） 排出等作業	12	0	0	0
水質汚濁防止法	特定施設	100	63	13	0
ダイオキシン類 対策特別措置法	大気特定施設	16	1	0	0
	水質特定施設	3	1	0	0
合計		200	69	8	0

ウ 環境把握

県では、環境基準等の定められた物質に係る環境汚染状況を把握するため、地下水の水質調査およびダイオキシン類の環境調査を行っており、センターでは、当該調査の地点選定および試料採取を市町の協力を得て行っています。

(ア) 地下水の水質調査

県では「公共用水域および地下水の水質の測定に関する計画」に基づき、概況調査および汚染地区に係る継続監視調査を行っています。

平成 23 年度は、センター管内で概況調査 16 地点、継続監視調査 65 地点で調査を行いました。調査結果については、毎年、県のホームページに掲載されます。

(イ) ダイオキシン類の環境調査

県ではダイオキシン類について、大気、水質、底質、地下水および土壌の環境調査を行っています。

平成 23 年度はセンター管内で大気 1 地点、河川（水質、底質）1 地点、土壌 4 地点、地下水 3 地点で調査を行いました。調査結果については、毎年、県のホームページに掲載されます。

(2) 環境異常時対応

ア 大気

大気に係る環境異常として、大気中のオキシダント濃度が上昇することにより発生する光化学スモッグがあり、「福井県光化学スモッグ対応マニュアル」により緊急時の対策を定めています。

管内では、光化学スモッグ注意報（オキシダント測定値 0.12ppm 以上）等を発令した事例はありませんが、発令があった場合には、当センターから医療機関や福祉施設に対し、屋外での活動自粛や体に異常を感じた場合の医療機関での受診について連絡通報する体制をとっています。

イ 水質

平成 23 年度において発生した河川への油流出事故および魚へい死事故等の件数は表 9 のとおりです。水質異常時の対応として、国・県・市町の河川部局、環境部局等と警察機関および消防機関との連携を図り、水質異常の早期発見、早期対応に努めています。

表9 水質事故等件数

平成23年度

項目	鯖江市	越前市	池田町	南越前町	越前町	合計
油流出事故	7	8	0	4	1	20
	(5)	(4)	(0)	(3)	(1)	(13)
魚へい死事故	2	1	0	0	0	3
	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)
その他	1	3	0	0	0	4
	(1)	(3)	(0)	(0)	(0)	(4)
合計	10	12	0	4	1	27
	(6)	(7)	(0)	(3)	(1)	(17)

() は、事故原因が特定できた件数

(3) 苦情処理

近年の廃棄物や環境に対する関心の高さから廃棄物・環境保全に係る苦情が数多く寄せられており、関係市町と連携して対応しています。

苦情件数は表10のとおりであり、野外焼却や水質汚濁に関するものが多くなっています。

表10 苦情件数

平成23年度

項目		鯖江市	越前市	池田町	南越前町	越前町	合計	
苦情内訳	廃棄物	野外焼却	4	12			2	18
		不法投棄		3	1		1	5
		小計	4	15	1		3	23
	環境保全	大気汚染	1	3				4
		水質汚濁	10	12		4	1	27
		騒音	2	1				3
		振動						
		悪臭	2	2				4
		小計	15	18		4	1	38
		合計	19	23	1	4	4	51

2 廃棄物対策の推進

県では、平成 23 年 3 月に「福井県廃棄物処理計画」を策定し、一般廃棄物および産業廃棄物の減量化・リサイクルおよび適正処理の推進を図っています。また、廃棄物の適正な処理に関して必要な事項を定めた指導要綱に基づき事業者への指導を行っています。

なお、廃棄物対策として所管している法令等は次のとおりであり、当該法令等に基づき、許可、届出の受理等の事務処理、立入検査および監視指導を実施しています。

- ・廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「廃掃法」という。）
- ・使用済自動車の再資源化等に関する法律（以下「自動車リサイクル法」という。）
- ・ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法（以下「PCB 法」という。）
- ・化製場等に関する法律（以下「化製場法」という。）
- ・福井県産業廃棄物等適正処理指導要綱（以下「要綱」という。）

参考)

福井県廃棄物処理計画の概要

1) 一般廃棄物の目標値の設定

- ・ 1 人 1 日当たりごみ排出量を平成 27 年度で 840 g とする。
（平成 20 年度で 925 g）
- ・ 一般廃棄物のリサイクル率を平成 27 年度で 25.7% とする。
（平成 20 年度で 19.0%）

2) 産業廃棄物の目標値の設定

- ・ 産業廃棄物の発生量を平成 27 年度で 305 万トンをとする。
（平成 20 年度で 302 万 4 千トン）
- ・ 産業廃棄物のリサイクル率を平成 27 年度で 52.9% とする。
（平成 20 年度で 51.3%）
- ・ 産業廃棄物の最終処分量を平成 27 年度で 5 万 2 千トンをとする。
（平成 20 年度で 7 万 4 千トン）

(1) 一般廃棄物

ア 減量化・リサイクルの推進

県では「福井県リサイクル製品認定要綱」を策定し、リサイクル製品認定制度を設け、一般廃棄物の減量化・リサイクルの推進を図っています。当センターでは認定制度に基づく施設の検査を実施しています。

参考)

- ・リサイクル製品認定制度の概要

県内で製造されたリサイクル製品で、規格等について一定の基準を満たすものを「リサイクル認定品」として認定する。

リサイクル製品認定（品目）件数（管内）：11 件（H24.3.31 現在）

(2) 産業廃棄物

ア 減量化・リサイクルの推進

当センターでは、廃掃法等の定めるところにより、多量排出事業者（前年度の産業廃棄物の発生量が 500 トン以上である者および特別管理廃棄物の発生量が 50 トン以上であるもの）に対し産業廃棄物の減量化、処分に関する計画の提出およびその実施状況について報告を求めています。

イ 適正処理の推進

県では、廃棄物の不法投棄、野焼きおよび不適正処理の未然防止と早期発見に努め、より快適で住みやすい環境づくりを図るため「福井県廃棄物不法投棄等対策要領」を策定し、不法投棄等の情報収集体制や連絡体制を定めています。

当センターにおいても、県関係機関、警察署および市町等による「丹南地域廃棄物不法処理防止連絡協議会」を平成 6 年に設置し、廃棄物の不法投棄や野焼き等の未然防止に努めています。

主な活動

- ・ 6 月の「環境月間」、12 月の「不法投棄等防止啓発強調月間」を中心とした意識啓発、市町との合同パトロール
- ・ 県関係機関、警察署および市町等との連携確保
- ・ 不法投棄等連絡員や不法投棄 110 番などによる迅速な情報収集
- ・ 重点監視場所の設定と継続監視
- ・ 夜間および休日パトロール（夜間：86 回 休日：85 回）
- ・ 県警へりを利用したスカイパトロール

また、当センターは、廃掃法に基づく（特別管理）産業廃棄物収集運搬業の許可を行うとともに、同法に基づく（特別管理）産業廃棄物処分業および産業廃棄物処理施設設置の許可申請（県知事の許可）の窓口となっており、産業廃棄物処理施設および産業廃棄物処理業者に対し立入検査を実施するなど、産業廃棄物が適正に処理されるよう必要な指導を行っています。

なお、一般廃棄物処理施設についても県知事許可であるため、許可申請の受付を行っています。

平成 23 年度末におけるそれぞれの許可件数は、表 1～表 3 のとおりです。

(3) その他の廃棄物対策業務

ア PCB 法

PCB を含有しているコンデンサー、変圧器等を保管または使用している事業者からの届出の受理および当該情報の公開を行っています。

- ・ 平成 23 年度末現在届出施設数：149 施設

なお、これらの PCB を含有している廃棄物は、北海道の処理施設において平成 20 年 11 月からその処理が開始されています。

イ 化製場法

家きん畜舎および化製場の設置について許可および届出の受理を行っています。

平成 23 年度末における化製場等の施設数は、表 4 のとおりです。

ウ 自動車リサイクル法

廃自動車の引き取り、フロン類の回収、自動車解体および破砕を行う事業者の登録および許可を行っています。

平成22年度末における登録・許可事業者数は、表5のとおりです。

表1 一般廃棄物処理施設数

H24.3.31 現在

施設種別	平成23年度						22年度末
	鯖江市	越前市	池田町	南越前町	越前町	合計	
し尿処理施設	1	1				2	2
ごみ処理施設	3	3				6	7
粗大ごみ処理施設	1	1				2	2
最終処分場		1			2	3	3
合計	5	6	0	0	2	13	14

表2 産業廃棄物処理施設数

H24.3.31 現在

施設種別	平成23年度						22年度末
	鯖江市	越前市	池田町	南越前町	越前町	合計	
汚泥の脱水施設		1				1	2
汚泥の焼却施設	1	2				3	3
中和施設						0	1
油水分離施設						0	0
廃油の焼却施設		2				2	2
木くず等の破砕施設	3	8			3	14	14
廃プラの破砕施設		3				3	3
廃プラの焼却施設	2	2	1			5	5
シアンの分解施設						0	0
その他の焼却施設		2	1			3	3
合計	6	20	2	0	3	31	33

表3 産業廃棄物処理業者数

H24.3.31 現在

業種種別	平成23年度							22年度末
	鯖江市	越前市	池田町	南越前町	越前町	管外	合計	
産廃処分業	13	22			5		40	40
特管産廃処分業	2	2					4	5
産廃収集運搬業	41	73	1	3	24	69	211	207
特管産廃収集運搬業	5	5				30	40	42
合計	61	102	1	3	29	99	295	294

表 4 化製場等施設数

H24. 3. 31 現在

施設種別	平成 23 年度				22 年度末
	鯖江市	越前市	越前町	合計	
家きん畜舎	8	11	1	20	20
化製場準用施設		1		1	1
合計	8	12	1	21	21

表 5 自動車リサイクル法登録・許可事業者数

H24. 3. 31 現在

業種種別	平成 23 年度						22 年度末
	鯖江市	越前市	池田町	南越前町	越前町	合計	
引取業	40	77	3	8	19	147	149
フロン類回収業	12	27	3		4	46	47
解体業	1	3			1	5	6
破砕業	1	2			1	4	4
合計	54	109	6	8	25	202	206

3 快適な生活環境の実現

(1) 動物愛護管理行政

ア 動物による危害防止対策

「狂犬病予防法」ならびに「福井県動物の愛護および管理に関する条例」に基づく犬の収容および犬猫の適正飼育についての指導状況は表 1 のとおりです。犬猫に関する苦情等の状況は表 2 のとおりです。苦情件数は毎年微増しており、今後も飼い主のモラル向上を図る等の効果的な対策を図っていきます。

表 1 犬猫に関する捕獲等の状況

H24. 3. 31 現在

区分 年度	捕獲頭数	犬の引取数 (猫の引取数)	返還頭数	犬の譲渡頭数 (猫の譲渡頭数)	咬傷件数
21 年度	53	42 (211)	33	14 (2)	6
22 年度	47	48 (285)	24	38 (37)	7
23 年度	61	57 (168)	35	47 (33)	6

表 2 犬猫に関する苦情等の状況

H. 24. 3. 31 現在

区分 年度	捕獲 依頼	放し飼い 取締依頼	汚物・悪 臭の苦情	鳴き声 の苦情	財産の 侵害	咬傷	その他	合計
21 年度	73	46	6	29	0	6	1	161
22 年度	57	27	25	36	4	8	22	179
23 年度	61	18	25	27	0	6	64	201

イ 動物愛護思想の普及

犬や猫をペットとして飼う家庭が増加し、「動物の愛護及び管理に関する法律」および「福井県動物の愛護および管理に関する条例」に基づく動物の管理方法や愛護思想の普及がますます重要となっています。犬猫に関する相談等の状況は表3、動物取扱業施設数は表4のとおりです。相談で多くを占めているのが引取依頼とペットの逸走・預かり情報であることから、飼い主に対する適正な繁殖制限の指導と鑑札によりペットの飼主がわかる措置の指導をしています。平成18年度から動物取扱業が登録制となり、28施設が登録を受けています。

表3 犬猫に関する相談等の状況

H24.3.31現在

区分 年度	引取依頼	負傷・死亡 動物の収容	逸走動物の 問い合わせ	預かり動 物の照会	犬猫の譲 渡希望	その他	合 計
21年度	143	11	104	36	9	2	305
22年度	142	6	126	40	50	21	385
23年度	103	6	121	28	48	90	396

表4 動物取扱業登録および特定動物飼養・保管許可の状況

H24.3.31現在

区分 年度	動物取扱 業施設数	動物取扱業の内訳					特定動物 飼養許可
		販 売	保 管	展 示	貸 出	訓 練	
21年度	32	23	16	2	0	0	2
22年度	30	21	16	2	0	0	2
23年度	28	19	15	2	0	0	2